

# 令和7年度 緑が丘東小学校いじめ防止基本方針

三木市立緑が丘東小学校

## いじめの「定義」について(いじめ防止対策推進法)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

### 1 基本方針の策定について

本校は、「感謝の気持ちを持ち、自律し、未来を創る子の育成」の学校教育目標のもと、自己を創りだしていく子どもの育成をめざしている。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対許されない行為である。すべての教職員は、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、全校児童が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

そのため、本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は適切かつ迅速な解決のため、『いじめ防止基本方針』を定める。

### 2 いじめへの対応について

いじめへの対応については、基本的に「いじめ対応マニュアル」(兵庫県教育委員会)および「三木市子どものいじめ防止に関する条例」に沿って計画的に取り組んでいく。

#### (1) いじめの未然防止

いじめの未然防止に向けて、まず、いじめを許さない学校風土づくりを進める。そのため、教師自身が人権感覚を高めるために、計画的な職員研修の実施、チェックリストの活用を図る。また、小中連携や保護者との信頼関係づくりを進め、互いに協力しながらいじめ問題に取り組んでいく。次に、いじめを許さない学級風土づくりを進める。そのため、子どもとのコミュニケーションを大切にし、児童理解に努める。人権教育や道徳教育、体験活動をさらに充実させ、思いやりの心を育てる。そして、「いじめを絶対に許さない」という教師の姿勢を示し、いじめを許さない学級づくりに努める。

#### (2) いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。子どもの様子や訴え、周囲の子どもの話、アンケート調査、保護者との情報交換、スクールカウンセラー・関係機関からの情報等がいじめを発見する手だてとなる。子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有することや、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することに努め、早期発見につなげる。そのためにも、日頃から児童や保護者との信頼関係を築いておくことや、いじめ対応マニュアルのチェックリストを活用するなど、児童の些細な変化を敏感に察知し、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、ネットいじめには、家庭に啓発し連携して研修会に参加するなど、常に最新の動向を把握し、早期発見に努める。

#### (3) いじめ事案への対応と組織について

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、「いじめ対応チーム」を組織し、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、速やかに問題解決にあたる。組織的対応については、兵庫県教育委員会の「いじめ対応マニュアル」の対応手順に基づき行うものとする。学校での対応についての相談がある場合や、学校だけ

では対応できないと判断した場合は、連携を図る関係機関を慎重に吟味し、教育委員会・子どもいじめ防止センターとともに各関係機関と連携を図る。

ネットいじめに関しては、関係機関とも連携をとりながら、細心の注意を払い、対応していく。他のいじめ以上に保護者の協力が必要なため、迅速に連絡を取り協力を得る。

(4) 警察と連携した対応について

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

(5) いじめ解消の状況とは、またどのように解消を確認するか

①いじめに係る行為が止んでいること（※少なくとも3か月を目安）

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- ・解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」において、いじめが解消に至るまで、支援を継続する。
- ・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害及び加害児童生徒については日常的に注意深く観察する。

### 3 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組と年間指導計画

月	会議など	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議</li> <li>◇子ども理解全体会</li> <li>・生活指導委員会</li> <li>◇基本方針の確認</li> <li>◇いじめ対応マニュアルの確認</li> <li>◇年間推進計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育の年間計画</li> <li>・デジタルシティズンシップ教育</li> <li>・タブレットの使い方指導（通年）</li> <li>・道徳教育の年間計画</li> <li>・生活指導年間推進計画</li> <li>・学級指導</li> <li>・あいさつ運動推進</li> <li>・校区パトロール・下校指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級懇談会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導委員会</li> <li>◇心の健康観察について</li> <li>◇気になる児童の情報交換</li> <li>・職員会議</li> <li>◇子ども理解全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権ポスター・作文・標語</li> <li>・校区パトロール・下校指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康観察（アンケート①）</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導委員会</li> <li>◇心の健康観察について</li> <li>◇気になる児童の情報交換</li> <li>・職員会議</li> <li>◇子ども理解全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区パトロール・下校指導</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導委員会</li> <li>◇心の健康観察について</li> <li>◇気になる児童の情報交換</li> <li>・職員会議</li> <li>◇子ども理解全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区パトロール・下校指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談</li> </ul>

8		・校区パトロール	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導委員会</li> <li>◇心の健康観察について</li> <li>◇気になる児童の情報交換</li> <li>・職員会議</li> <li>◇子ども理解全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級指導</li> <li>・あいさつ運動推進</li> <li>・校区パトロール・下校指導</li> <li>・ネット利用教室</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導委員会</li> <li>◇心の健康観察について</li> <li>◇気になる児童の情報交換</li> <li>・職員会議</li> <li>◇子ども理解全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三木特別支援学校との交流 (ペア学習)</li> <li>・校区パトロール・下校指導</li> <li>・オープンスクール (ハートフル人権学習)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康観察 (アンケート②)</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導委員会</li> <li>◇心の健康観察について</li> <li>◇気になる児童の情報交換</li> <li>・職員会議</li> <li>◇子ども理解全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区パトロール・下校指導</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導委員会</li> <li>◇心の健康観察について</li> <li>◇気になる児童の情報交換</li> <li>・職員会議</li> <li>◇子ども理解全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区パトロール・下校指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導委員会</li> <li>◇心の健康観察について</li> <li>◇気になる児童の情報交換</li> <li>・職員会議</li> <li>◇子ども理解全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級指導</li> <li>・あいさつ運動推進</li> <li>・校区パトロール・下校指導</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導委員会</li> <li>◇心の健康観察について</li> <li>◇気になる児童の情報交換</li> <li>・職員会議</li> <li>◇子ども理解全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三木特別支援学校との交流 (ペア学習)</li> <li>・校区パトロール・下校指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級懇談会</li> <li>・心の健康観察 (アンケート③)</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導委員会</li> <li>◇心の健康観察について</li> <li>◇気になる児童の情報交換</li> <li>・職員会議</li> <li>◇子ども理解全体会</li> <li>◇基本方針の点検・見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区パトロール・下校指導</li> </ul>	

#### 4 組織的な取組と重大事態への対応について

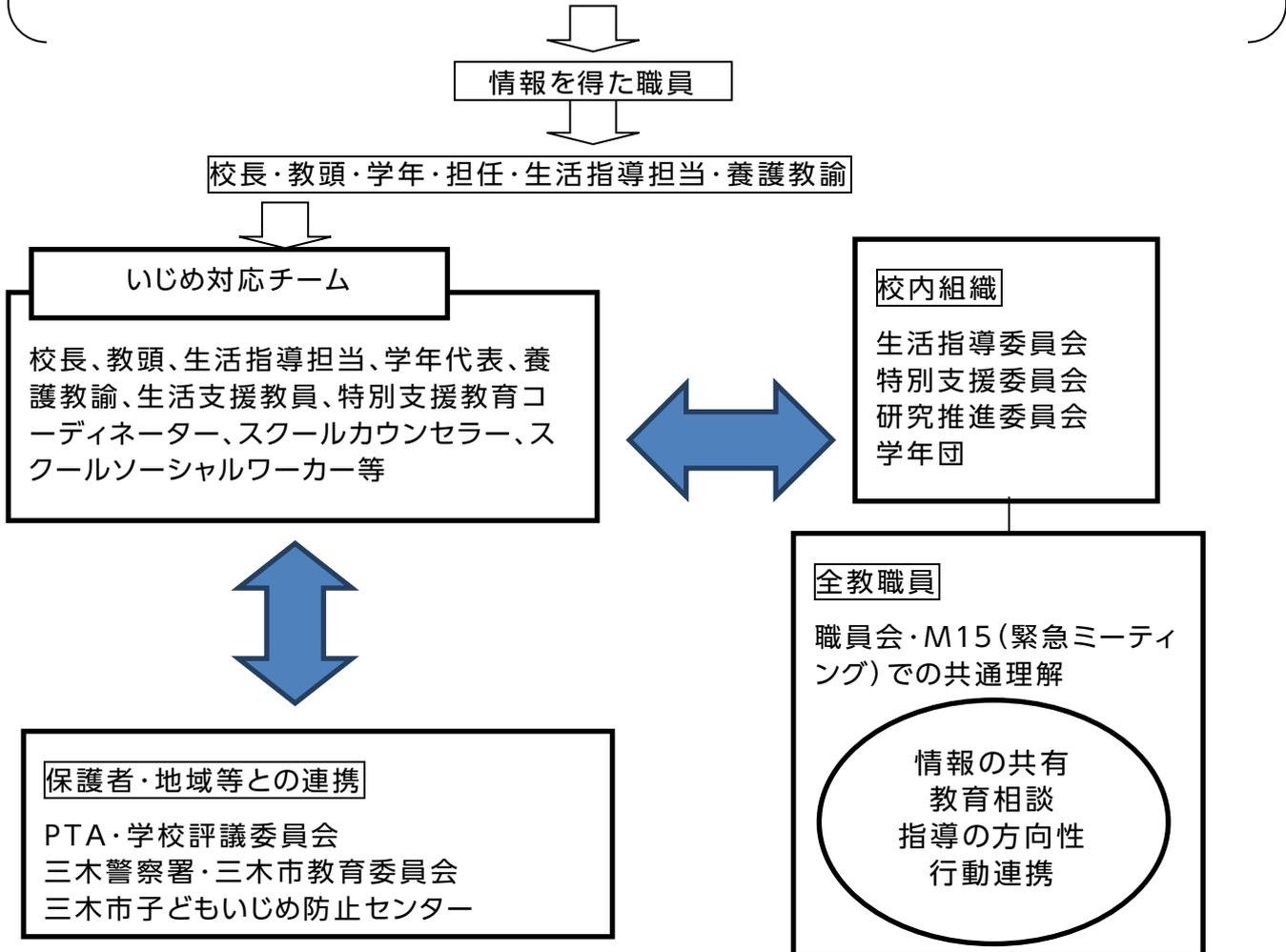
##### 児童の気になる様子

##### 児童の言動

例：班にすると机と机の間に隙間がある。グループ分けのときに特定の児童が独りになる。  
冷やかしか見られる。表情が暗く、元気がない。食事の量が減る。など

##### 児童や保護者からの訴え

養護教諭・スクールカウンセラー等からの情報（来室状況や友達関係など）



##### ① 重大事態とは以下の通りである。

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)  
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。  
(いじめ防止対策推進法第28条第1項より)

##### ② 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会に報告する。校長のリーダーシップのもと学校が主体となって、事実関係を明確にするための調査を実施する。いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。調査結果を教育委員会に報告し、必要な措置をとる。